

# 令和2年第7回（9月）佐渡市議会定例会会議録（第7号）

令和2年9月25日（金曜日）

## 議事日程（第7号）

令和2年9月25日（金）午後1時30分開議

第 1 陳情第15号の取下げの件

第 2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第106号、議案第107号、議案第109号、議案第110号、議案第113号、議案第115号、議案第116号、議案第125号、議案第140号、請願第4号から請願第8号まで、陳情第11号、陳情第14号、陳情第16号、陳情第19号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第111号、議案第117号から議案第122号まで

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第108号、議案第112号、議案第114号、議案第123号、議案第124号、陳情第18号

第 3 （航路問題特別委員会付託案件）

陳情第10号

第 4 発議案第14号

第 5 発議案第15号

第 6 発議案第16号

第 7 発議案第17号

第 8 発議案第18号

第 9 議案第141号、議案第142号

第10 委員会の閉会中の継続審査の件

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（21名）

1番	平	田	和太龍	君	2番	山	本	健	二	君
3番	林		純一	君	4番	佐	藤		定	君
5番	中	川	健二	君	6番	後	藤	勇	典	君
7番	北		啓	君	8番	室	岡	啓	史	君
9番	広	瀬	大海	君	10番	上	杉	育	子	君
11番	稲	辺	茂樹	君	12番	山	田	伸	之	君
13番	荒	井	眞理	君	14番	駒	形	信	雄	君

15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	教育長	渡邊尚人君
総合政策監	日坂仁君	総務課長 (兼選挙管理委員長)	中川宏君
防災管財課長	磯部伸浩君	税務課長	甲斐由紀夫君
企画課長	猪股雄司君	財政課長	平山栄祐君
市民生活課長	斉藤昌彦君	社会福祉課長	市橋法子君
子ども若者課長	大屋広幸君	高齢福祉課長	吉川明君
環境対策課長	計良朋尚君	世界遺産推進課長	下谷徹君
地域振興課長	岩崎洋昭君	農林水産課長	本間賢一郎君
農業政策課長	金子聡君	観光振興課長	祝雅之君
建設課長	清水正人君	下水道課長	宮城徹君
教育総務課長	坂田和三君	学校教育課長	濱田晴明君
社会教育課長	市橋秀紀君	消防課長	羽二生正博君
両津病院院長	伊藤浩二君	監査委員局長	加藤留美子君
農業委員会事務局長	北嶋富夫君		

事務局職員出席者

事務局長	山本雅明君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午後 1時30分 開議

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

---

午後 1時41分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開いたします。

---

議会運営委員長の報告

○議長（佐藤 孝君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 本日の議事について報告します。

陳情第15号 佐渡市議会議場を佐和田行政サービスセンターに存続を求める陳情につきまして、陳情者より取下げ願が提出されましたので、本陳情の取下げについてを了承しました。

よって、私の報告が終わり次第、陳情第15号取下げの件について、簡易採決によりお諮りすることになりますので、了承願います。

報告は以上であります。

---

日程第1 陳情第15号の取下げの件

○議長（佐藤 孝君） 日程第1、陳情第15号の取下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。陳情第15号については、陳情者から取り下げたいとの申出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第15号の取下げの件は許可することに決定しました。

---

日程第2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第106号、議案第107号、議案第109号、議案第110号、議案第113号、議案第115号、議案第116号、議案第125号、議案第140号、請願第4号から請願第8号まで、陳情第11号、陳情第14号、陳情第16号、陳情第19号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第111号、議案第117号から議案第122号まで

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第108号、議案第112号、議案第114号、議案第123号、議案第124号、陳情第18号

○議長（佐藤 孝君） 日程第2、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第106号 専決処分承認を求めることについて（令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ8,216万円を追加する予算の補正を本年7月22日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めらるるものであります。内容は、本年7月14日から16日にかけて発生した、梅雨前線の影響による局地的な大雨被害に係る災害復旧費を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第107号 専決処分承認を求めることについて（令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について）。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ8,700万円を追加する予算の補正を本年7月28日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めらるるものであります。内容は、7月27日から28日にかけて発生した、梅雨前線の影響による局地的な大雨被害に係る災害復旧費等を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第109号 佐渡市入湯税条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法の改正に伴い、延滞金の割合の特例について規定している条例について、一括して所要の改正を行うため、関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第110号 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新型コロナウイルス感染症の患者等の対応に従事する職員に特殊勤務手当を支給することについて、防疫等作業手当の特例を定めるため、佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第113号 消防指令システム改修工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防本部施設・設備整備計画に基づき、消防本部通信指令室及び各消防拠点に設置している消防指令システムの改修工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めらるるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第115号 佐渡市辺地総合整備計画（令和元年度～令和3年度）の変更について。本案は、公共的施設の整備計画における事業費の増額及び新規事業の追加に伴い、辺地対策事業債の予定額を増額するため、佐渡市辺地総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めらるるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第116号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ15億2,097万1,000円を追加するものであります。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、市独自の事業継続支援金を増額計上するほか、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う公的病院等への支援及び梅雨前線の影響による災害復旧費などを予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。10款教育費、5項社会教育費、6目社会教育施設管理費（継続費）佐渡島開発総合センター整備費について。佐渡島開発総合センター3階大集会室の整備は、両津文化会館の代替施設として改修を行うものである。当初、単年度での事業計画であったが、本年度中に事業の完了が見込めないこと及び起債の有利な活用のため2年間の継続事業としたものである。今回の変更予算においてはどんちよう入替えや照明器具設置及び音響設備などの項目で大幅な見直しが行われ、当初より総額で約5,500万円、30%の増額となっている。利用者団体の要望を受け入れる姿勢は評価をするが、予算の執行に当たっては細部の再点検を行い、市民からの理解を得られる事業とされたい。

議案第125号 佐渡市立学校校内高速LAN等整備工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市立学校校内高速LAN等整備工事について、本年8月25日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第140号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,870万円を追加するものであります。内容は、庁舎整備に係る設計及び地質調査業務委託料を予算計上するものであります。市民の関心が高い事業であることから、市長、副市長の出席を求め、総務文教常任委員会、市民厚生常任委員会及び産業建設常任委員会による連合審査とし、精力的に審査したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第4号 増加する子どもたちを取り巻く諸課題を解決するための少人数学級実現、教育の機会均等と学力格差是正のための義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願。本請願は、子供たち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることが保護者、地域住民、教職員共通の願いであり、そのためには小中学校の少人数学級の実現等が可能となる教育条件整備のための教育予算の確保が不可欠であるとして、子供たちがどこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持、向上するよう、少人数学級を実現すること及び義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書を関係機関に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第5号 新型コロナウイルス感染症対策の強化、少人数学級の実現と教員の抜本的増員を求める意見書の提出に関する請願。本請願は、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き学校での万全な感染症対策が求められる中、現在の教室は40人学級が基本であることから身体的距離の確保が難しく、未来を担う子供たちの命と健康を守り、安全で豊かな学校生活を保障する観点から、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を強化するため、20人程度の少人数学級を実現すること及び少人数学級の実現を可能とするための教員の抜本的な増員を図ることを求める意見書を関係機関に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第6号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私

学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願。本請願は、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、深刻な経済不況が生活を脅かす中、私立高等学校の学費負担は、国の支援の拡充が図られたものの施設整備費や入学金はそのまま負担として残り、同じ高校生でも公私間に格差が存在していること及び私立高等学校に対する経常経費の助成が不十分であり、公立高等学校に比べて教員に占める専任教員の割合が少なく教育条件に格差が生じているとして、コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高等学校の教育環境整備を図るため、私学助成増額・拡充を求める意見書を関係機関に提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第7号 金井地区に「調理施設を伴う多目的施設」を求める請願。本請願は、現在、金井地区に公的な調理施設がなく、健康増進に関する事業活動を平成29年7月1日から金井地区公民館施設として伝統文化と環境福祉の専門学校内の調理室を利用して行っているため、活動には多くの制限があり支障を来しているところ、防災拠点庁舎整備についての提案がされたため、金井地区の健康の発信地となる調理施設を伴う多目的施設を備えた庁舎を実現することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

なお、本請願は、市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

請願第8号 国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願。本請願は、昨年の消費税増税以降、日本経済が低迷し、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、多くの国民が影響を受け極度に景気が悪化する中、低所得者に負担が大きい消費税に頼るのではなく応能負担による税制の強化等が必要であるとして、住民の暮らしや地域経済を立て直し、希望あるあしたをつくっていくため、消費税率5%以下への引き下げを求める意見書を関係機関に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第11号 防災拠点庁舎整備（案）の撤回についての陳情。本陳情は、市が突如示した防災拠点庁舎整備計画（案）は、議会において審議されたものの、防災拠点庁舎整備計画や今後の市の庁舎整備の基本的な考え方に疑問があること及び合併特例債の活用についての用途や優先順位についても検討の余地があることから、新庁舎建設に当たっては市民の意見を聴取し確認することから始めるべきであるとして、防災拠点庁舎整備（案）を直ちに撤回することを求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第14号 防災拠点庁舎整備についての陳情。本陳情は、構想段階である一方的な防災拠点庁舎整備については、基本的な考え方に多くの矛盾点があることから、新庁舎建設に当たっては、市民の意見を聴取し確認することから始めるべきであるとして、防災拠点庁舎整備構想を直ちに白紙撤回することを求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第16号 防災拠点庁舎整備の即時撤回を求める陳情。本陳情は、防災拠点庁舎整備に対する概算事業費や建築予定床面積が示されておらず、具体性に欠け構想を示すものにすぎず丁寧な説明がなされていないこと、市民説明会では質問時間等に制限があり議論を尽くすことができず、この件に取り組む市の姿勢に信頼が置けないことから、市民の意見を反映した構想、計画を提案することが大事であり、拙速に進めるべきではないとして、防災拠点庁舎整備の即時撤回を求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第19号 「防災拠点庁舎整備」構想を白紙に戻し、合特債の活用事業について市民の合意を求める陳情。本陳情は、市が新たに打ち出した防災拠点庁舎建設構想には大きな疑念があり、単にたたき台を示しただけのおざなりな構想方針で市民が建設の可否を判断するに足る内容が全く示されておらず、庁舎建設ありきの進め方になっていること及び合併特例債40億円余の有効活用事業について、庁舎建設以外の具体的な事業計画や併用するという現庁舎の改修規模も示されていないことから、市民に示した防災拠点庁舎整備についての市の考え方を白紙撤回し、合併特例債の有効活用事業について市民と合意形成を図り、40億円余の合併特例債使途の具体的全体計画を提示した上で、改めて市民説明会の開催を求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第140号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）についての討論に入ります。

上杉育子さんの賛成討論を許します。

上杉育子さん。

〔10番 上杉育子君登壇〕

○10番（上杉育子君） 新生クラブの上杉育子です。議案第140号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）についての賛成討論を行います。

本予算は、庁舎整備に係る設計及び地質調査、業務委託料を予算計上するものです。平成28年夏、前市長は突然新庁舎建設を取りやめ、長寿命化を図りながら現庁舎を可能な限り使い続けることを議会に提案しました。これにより庁舎整備について建てるほうがよいのか、建てないほうがよいのか、考え方の違いが議会内でも、市民の間でも意見を二分するものとなってしまいました。誠に残念なことでしたが、それからの混乱の連続は皆様もご承知のことと思います。この4年間、市民の皆様にとって大事なことは一体何なのか、未来を担う子供たち、孫の世代にとって何がベストなのか、議員1年生の私は悩みながら最もよい判断は何かということを見詰めながら、毎議会議員活動を続けて重ねてまいりました。議題となっている本案は、防災庁舎整備に関連する最初の予算であります。議会側も慎重かつ丁寧に審査を行うべきとして、佐渡市議会において前例のない形、市長、副市長の出席を求め、3常任委員会による連合審査を行いました。全議員による審査であり、15名の議員が多方面からの質疑を行い、本案について時間をかけて審査を行いました。本案の提案の前に、議会は合併特例債に関する特別委員会を設置し、調査を重ね、その活用策の一つとして防災庁舎建設には一定の理解を示しています。執行部は、このことを受けて8月中旬から市内10か所で市民説明会を実施し、多くの皆様のご意見を伺いながら粛々と準備を進めてきたと私は理解しています。佐渡市の財政は破綻しないのか、借金までして庁舎建設をする必要があるのか、庁舎建設より子育てや福祉等への支援や市民サービスを優先すべきではないかなどの市民説明会での声がありました。審査の中での答弁では、自治体の財政や、経営状態を表す指標はいろいろありますが、県内の同じような規模の団体と比較しても佐渡市の財政は全く遜色なく、他自治体より財政調整基金を含め大きな貯金を持っていることを確認しております。市民説明会で多くの市民から寄せられた財政破綻の心配はないことが明らかになりました。また、自主財源の少ない佐渡市には、二十数年後の将来、自力での庁舎建設は難しいと想定されます。このタイミングでしか使えない有利な起債の合併特例債を活用した庁舎建設

により、佐渡市独自の財源を30億円から40億円浮かすことができます。これを今後の子育てや教育、医療や福祉、市民サービスの充実や、地域の活性化に対する支援などに活用できることも明らかになりました。市民から寄せられた意見は、ここでしっかり実現できるということを示しています。災害が頻繁に発生している昨今、佐渡市は離島であるため、ほかからの救援には時間がかかってしまいます。初動対応を迅速に行える体制を早急に整える必要があります。財政難などから建て替えが先送りになっていた熊本県宇土市役所は、本庁舎が潰れてしまい使用不能となり、その後の復旧作業に大きな支障を来してしまったことを私たちは教訓とすべきです。今、有利な起債を活用して防災拠点庁舎建設は絶対に必要な事業なのです。今長引くコロナ禍において疲弊した佐渡市の経済を取り戻さなければなりません。お金が回らなければ経済も回りません。庁舎建設によって76億円という経済波及効果が見込まれることも審査により分かっています。現庁舎改修ではこれだけの経済波及効果は見込めません。本庁機能の集約は、その他地域の疲弊を招くのではとのご意見が質疑の中でも複数の議員からありました。心配をされる気持ちは十分理解できますが、そのことと地域振興の方法は全く別の問題であると私は考えます。総務文教常任委員会の答弁において渡辺市長は、「各地域の振興策は、支所、行政サービスセンターの権限拡大や外部人材活用などにより早速来年度から進めたい」とはっきり述べています。地域振興は行政の関与はもちろんですが、市民との意見交換や協働から生まれてくるものであり、単に本庁職員がそこにいるから生まれるものではないと私は思います。私たち議員としてもそこへの協力は大事な仕事ではないかと考えております。地域の振興は、庁舎建設とは別の問題であることをご理解いただきたいと思います。

以上のことから、合併特例債を活用して防災拠点庁舎を建設することが市民の安全、安心に寄与し、かつ経済を回し、市民サービスの向上につながっていくと言えます。合併特例債を活用した防災拠点庁舎建設及び現庁舎改修事業は、令和6年3月末日までに終了しなければなりません。予算計上された本事業は、早急に取りかかるべき事業であると強く主張し、議員各位の賛同を求めて、私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で上杉育子さんの賛成討論は終わりました。

議案第140号についての討論を終結いたします。

これより議案第140号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第8号 国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） 請願第8号 国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」についての賛成討論を行います。

これは、現在コロナで深刻な地域経済の状況にある。先ほどの討論の中でもコロナ禍の中で佐渡市の地域経済が深刻で、経済を回すことがいかに重要だかということが語る語られておりましたが、まさにそのことに対してのものであります。消費税が要るとか要らないとか、そういう立場の違いを超えて、全国的にはこの消費税引下げでコロナ禍の対策をしっかりとやるべきだというのが上がっているわけでありまして。皆さんもご承知のとおりであります。自民党与党の国会議員たち200名が、コロナショックが重大な影響を及ぼしておいて、思い切って消費税減税で経済を立て直すのが重要だと言っております。また、別の国会議員では、日本経済はデフレから脱却しておらず、昨年10月から消費税が増税されて冷え込んでいるのだと、そこにコロナが来たのだ。だから今、減税が要るのだというのが自民党の方です。もう一人ご紹介しておきます。西田参議院議員であります。消費税10%をなくせば28兆円の減税になる。事実上給料を10%増やすのと同じ効果があり、即効性がある。5%や10%に下げるのではなく、一気にゼロ%にすることで大きなインパクトを与えるのである。これが消費税が必要だという自民党でも、今のコロナ禍の中で引き下げるべきではないか。今回の請願について言えば5%という、これから比べたら非常に優しいものでございます。ぜひご理解をいただきたいなというふうに思います。

2つ目、3月のコロナ禍が始まったときに共同通信社では、コロナ対策として望ましい施策についての世論調査をしております。消費税を減税すべきが43.4%、現金給付が32.6%ですから、これを上回って断トツのトップでした。ついでにいきますと、世界もコロナ禍のど真ん中ですが、世界では消費税とは言いませんが、付加価値税といいます。世界の中でドイツ、イギリスなどを含め23か国で減税を行っております。しかもこれは永久にやろうという話ではなくて、このコロナを脱出するためにやろうというものです。簡単にちょっと紹介しておきます。オーストラリアは、7月から年末まで、ベルギーは6月から年末までというような形です。ずっと三十幾つあります。まさにこういったことが今求められているのではないのでしょうか。昨年の消費税増税以降、地域経済が本当に疲弊をしていて、そこにコロナ禍がどんと押し寄せてきて、本当に深刻な状況となっているわけでありまして。コロナ禍は、リーマンショック以上の戦後最大最悪の現在の不況でございます。ですから、これを立ち直らせるためには、まず消費を喚起していく。将来的に必要だったら、また戻せばいいではないですか。先ほどの討論でも強くありましたが、今こんな地域の経済が疲弊している状況から脱出する。ある経済学者に言わせると、G o T o トラベル、これは一定程度のお金がある人がやれるのです。G o T o トラベル、それ以上の効果が消費税にはある。しかもG o T o トラベルはお金がなければやれませんが、毎日の消費をする低所得者層にもしっかりと反映されるものというのが中身でございます。委員長報告では賛成少数で不採択と言っていますが、一応拮抗して委員は同数でしたが、委員長採択で不採択になったものであります。ぜひ委員長も考えを直していただいて、ここは立場の違いを超えて、実はここに他市の意見書も持ってきております。読谷村のものとか宇都宮市とか、ネットを引いてもすぐ出てまいります。これはゼロ%にしろとか、そういったことですが、今回の請願はせめて5%に戻して地域経済をよくしてほしい。先ほどの討論の中で30億円の庁舎建設もありましたが、ここも10%がかかるのです。これが5%になれば、またいろいろなことができる。病院も病院自体は非課税ですが、仕入れにはかかっています。病院経済が大変なことも昨日語るま

した。今こんな状況ですから、党派を超えて消費税を引き下げて地域経済を活性化していく、こういったことにご賛同いただきたい。多くの議会では、そっちに向かっていっていますが、そこでは党派を超えて賛成をしております。総務文教常任委員会では、「うちの党はな」なんてご意見がありましたが、そういう穴の小さいことではなくて、市民の暮らし、地域経済を考えた、このスタンスで佐渡市議会はリベラルに頑張っていけるものと信じて賛成討論とします。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 孝君） 以上で中川直美君の賛成討論は終わりました。

請願第8号についての討論を終結いたします。

これより請願第8号 国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、請願第8号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 同数ですので、着席ください。

それでは、可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は否決と裁決いたします。

よって、本案は不採択と決しました。

ちょっとこの後長くなりますので、ここで15分間休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

---

午後 2時37分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情第11号 防災拠点庁舎整備（案）の撤回についての陳情についてに関する委員長質疑に入ります。

荒井眞理さんの質疑を許します。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 市民の声会派の荒井眞理です。陳情第11号についての質疑ですが、この定例会には防災庁舎整備（案）に対して撤回を求める陳情書が4通議会に届けられています。この陳情第11号もその一つです。庁舎整備に関しては、市民の間から市民説明会、陳情書、意見書など様々なレベルで佐渡市に対して活発に意見が出されています。また、各議員たちも市民から意見を聞かせていただいたり、説明をしたり、個人個人で市民の中に出ていきお話を伺う機会をつくったりという努力をし、それらを佐渡市の執行部に質疑してきました。まちづくりに当たり自由に意見を出し合い、合意形成に向かうことはとても重要なことと私も議会全体も考えております。現に当初は防災拠点庁舎整備に反対であった議員たちの多

くも、疑問をぶつけ議論を重ねるうちに日を追って考えが変わりました。そして、さきの一般会計補正予算（第11号）は、圧倒的な賛成多数で可決され、事実上防災拠点庁舎整備に議会は賛成したことで決着がつけました。また、その前段には庁舎整備（案）に関して反対の陳情書が1通取り下げられました。この1か月の中でも議論が深まるにつれ流れは変わりました。防災拠点庁舎整備（案）の撤回を求める4本の陳情については、1か月以上前に出されたものもあります。ですから、総務文教常任委員会でも不採択になった経緯や議論があったことを市民の皆さんには理解していただくことが大事だと私は考えます。丁寧にご説明をお願いいたします。

まず、陳情第11号について伺います。陳情の中には、前市長の過去4年間市民の意見を確認せずに議論が行われてきたという指摘、そして渡辺市長になってからも市や議会からの積極的な情報発信もなく、市民は戸惑いを禁じ得ないとの指摘がされています。次に、庁舎整備の基本的考え方に多くの疑問点があること、合併特例債活用の優先順位に検討の余地があるため、市民の意見を聴取し確認することから始めるべきです。したがって、整備案を白紙撤回してくださいと陳情しておられます。ここで訴えておられる多くの疑問点があり、優先順位についての意見があるということは大切なことだと思いますが、この陳情はなぜ不採択になったという経緯でしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） それでは、質疑に対する答弁をさせていただきます。

先ほどお話のあったとおり、今回庁舎整備撤回を求める陳情が4本出されております。この審査におきましては、私たちは関係する多くの資料提出を執行部に求めて精力的に審査を行いました。同じく連合審査会での審査と多くの部分が重なるところがありますが、合併特例債については活用期限が定められており、これを逃すことは財政的に大きな損失であることなど様々な理由があり、本定例会の前に合併特例債に関する特別委員会で庁舎建設についてもその一つの選択肢であるという一定の理解が議会から示されたというふうなこともあり、そのような部分が本委員の間で共通の認識となっていることで、今回の陳情については不採択になったのではないかと考えております。

具体的に陳情第11号ですが、過去4年間のことについては本委員会の審査の中で特に審査はしてありません。前の市長が建設を取りやめにして、その後市民説明を行って地域を回ったことは事実であると思えますし、市民意見の反映ということで、平成28年12月議会で市民団体から住民投票条例の請求等があって、いろいろな経緯があったことは議員もご理解されているところだというふうに思っております。

今ほどご指摘のあった多くの疑問点ということですが、これは市民説明会のところで執行部から説明があったのではないかとこのように思っておりますし、不足の部分については今後分かりやすい資料の提示やパブリックコメントあるいはタウンミーティングなどで説明をしたいというふうに執行部は述べていたと思いますので、それを了としたというふうな考え方でございます。優先順位にはいろいろな考え方がありますが、合併特例債は活用することにある意味決まりがありまして、何の事業にも使える性格のものではありません。先ほど申し上げましたが、合併特例債に関する特別委員会で審査を行いまして、防災拠点庁舎建設も一つの方向であるということを示していたことから、やっぱり今回のような不採択となったというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で陳情第11号に関する委員長質疑を終結いたします。

陳情第11号 防災拠点庁舎整備（案）の撤回についての陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、陳情第11号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、陳情第14号 防災拠点庁舎整備についての陳情についてに関する委員長質疑に入ります。

荒井眞理さんの質疑を許します。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 市民の声会派の荒井眞理です。陳情第14号について。この陳情の趣旨は陳情第11号とほとんど同じものではありながら訴えておられる中身がありますので、不採択となった経緯をお尋ねいたします。

陳情第14号では、新庁舎建設ありきを推し進めようとの意図がうかがえますとの疑問、そして説明会での渡辺市長の構想段階である説明資料には基本的考え方に多くの矛盾点がある、このことから市民の意見を聴取し確認することから始めるべきとの考えで、この整備案は構想にすぎず、白紙撤回してくださいと求めておられます。市長の進め方は、建設ありきに見える一方、説明は構想段階に見えることが傍若無人に見えておられるのはありのままの感想かと思いますが、総務文教常任委員会としてはそうではありませんよということの不採択になったのかと思いますが、どのような経緯でしたでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） それでは、答弁させていただきます。

どのような計画であっても構想段階からスタートするものであるというふうに認識をしております。全て決定してからでの説明では、市民の方から決まったものを出すのかという批判を受けることになるのかもしれません。その意味、構想段階、しっかり最後まで決まっていらないが、事業の方向性について市民に対して説明を10か所でしてもらったというのが執行部の考え方ではないかと思っております。建設ありきのご意見には、全く白紙での提案では逆に説明も何もできなくてなかなか難しい説明会になってしまうのではないかというふうに考えます。今回の提案は基本的な考え方を示し、議会のほうにも合併特例債に関する特別委員会ですでに一定の理解を求め、その後市民に対して方向性を示し、意見を伺い、意見募集についてもぎりぎりまで受け付けていたようであります。できる限りの市民意見の聴取に努力をされたというふうに認識しておりますので、その他の部分については先ほど説明したとおりでございますので、不採択となったというふうに認識しております。

○議長（佐藤 孝君） 以上で陳情第14号に関する委員長質疑を終結いたします。

陳情第14号 防災拠点庁舎整備についての陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、陳情第14号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、陳情第16号 防災拠点庁舎整備の即時撤回を求める陳情についてに関する委員長質疑に入ります。

荒井眞理さんの質疑を許します。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 引き続き市民の声会派の荒井眞理です。陳情第16号について。この陳情は防災拠点庁舎整備に関して佐渡市の姿勢は全く信頼できず、即時撤回を求めるとしています。その理由は4点あり、1つ目は市民は蚊帳の外ということ、2つ目は市民説明会の資料は具体性に欠けていながら、質問時には制限があり議論を尽くせなかったこと、3つ目は市民説明会の情報はその報道により日を追って明らかにされ、丁寧な詳細な説明を欠いていたこと、4つ目は市長は市民要望や陳情に対する回答を留保し、後で大きな変更を余儀なくされるとの懸念が示されており、これら4点の姿勢をもって信頼できないということですが、それらにしてもそうではありませんよとして不採択にした経緯はどのようなものですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 陳情第16号について答弁させていただきます。

4つの点についてご指摘がありますが、それは先ほどまでの説明したことと同じようなことだというふうに考えております。説明について意見が述べられておりますが、今後の整備方針などの周知については写真やグラフなどを使った分かりやすい資料を市報やホームページに掲載するのですとか、あるいは支所・行政サービスセンターの窓口などにも閲覧できるようにするということを説明されておりました。また、各地域へ出かけてタウンミーティングを行うことも検討しているというふうに説明があったと記憶しております。今後、基本設計等が出来上がった場合にはパブリックコメントも募集するというふうに説明があったと思います。陳情に記載されているように、佐渡市にとって大事な合併特例債を活用するためには期間内に事業を完了する必要があることから、この陳情についても不採択となったというふうに認識しております。

○議長（佐藤 孝君） 以上で陳情第16号に関する委員長質疑を終結いたします。

陳情第16号 防災拠点庁舎整備の即時撤回を求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、

原案に賛成する者の起立により行います。念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、陳情第16号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、陳情第19号 「防災拠点庁舎整備」構想を白紙に戻し、合特債の活用事業について市民の合意を求める陳情についてに関する委員長質疑に入ります。

荒井眞理さんの質疑を許します。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 市民の声会派の荒井眞理です。陳情第19号について。これは同じく庁舎整備（案）の撤回と合併特例債の活用について市民説明会を求めています。市民説明会は、市民が庁舎建設の可否を判断するために十分な内容と全体像が全く示されなかった。そして、残された40億円余りの合併特例債の有効活用についても説明し協議する市民説明会の開催を求めるといふものです。この陳情が不採択となった経緯はどのようなものでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 本委員会は、今まで説明させていただいたとおり白紙に戻すことは認められないということの判断でございます。陳情にあった市民説明会ですが、市民説明会では合併特例債の活用の可否についてを判断するある程度の説明は述べられていたのではないかとこのように考えます。これからのタウンミーティングなどで市民の方々より意見を積極的に述べられたらよろしいのではないかとこのように考えておりますので、この陳情第19号についても不採択ということで決定をさせていただきました。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） それでは、4本まとめてということになりますが、最後に確認いたします。

陳情や請願は、民主主義を守る市民の大切な権利です。同様の趣旨の陳情が4本不採択になりましたけれども、これは市民が自由に意見を述べることができるこの市民権利を否定するものではないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 陳情と請願権は、法律で定められておる国民の権利だと思いますので、議員ご指摘のように私も同じように考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で陳情第19号に関する委員長質疑を終結いたします。

陳情第19号 「防災拠点庁舎整備」構想を白紙に戻し、合特債の活用事業について市民の合意を求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、陳情第19号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、ただいま議決いたしました議案第140号、請願第8号、陳情第11号、陳情第14号、陳情第16号、陳情第19号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、山田伸之君。

〔市民厚生常任委員長 山田伸之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第111号 佐渡市空家等の適切な管理に関する条例の制定について。本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空き家等の適切な管理について必要な事項を定めるとともに、佐渡市空家等対策協議会を附属機関として設置するため、条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第117号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本案は、令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ133万5,000円を減額するものであります。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第118号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ992万3,000円を追加するものであります。主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金及び人事異動等に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第119号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和2年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億536万8,000円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う精算返還金、介護給付費準備基金積立金の増額及び

人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第120号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和2年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,220万5,000円を追加するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の経費の計上、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第121号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,536万2,000円を追加するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の経費の計上、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第122号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和2年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収入の予定額に3,679万8,000円を追加し、収益的支出の予定額から203万1,000円を減額し、資本的収入の予定額に1,512万4,000円を追加し、資本的支出の予定額に1,512万4,000円を追加するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の計上、感染拡大防止策のための医療機器、備品等の購入、トイレの洋式化改修に係る経費の計上及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより市民厚生常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、駒形信雄君。

〔産業建設常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第108号 専決処分承認を求めることについて（令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について）。本案は、令和2年度佐渡市水道事業会計予算について、資本的収支の収入の予定額及び支出の予定額にそれぞれ700万円を追加する補正予算を本年7月28日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。内容は、7月28日に発生した上川茂地内の大雨被害による災害復旧経費等を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第112号 公有水面埋立てに係る意見について（両津夷地内）。本案は、両津夷地内において、漁港岸壁改良工事に必要な漁港施設用地を新潟県が造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められており、異議のない旨答申することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第114号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、平成30年3月12日米郷地内において発生した市道に設置された防護柵の劣化が原因による事故に対し、相手方に損害賠償金を支払うことについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第123号 令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和2年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額から60万円を、支出の予定額から955万5,000円をそれぞれ減額するものであります。また、資本的収支では収入の予定額に1,563万6,000円を、支出の予定額に1,897万7,000円をそれぞれ追加するものであります。主な内容は、老朽管更新工事費及び人事異動等に伴う人件費の減額並びに施設増改良等工事費等の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第124号 令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和2年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額から341万6,000円を、支出の予定額から4,300万1,000円をそれぞれ減額するものであります。また、資本的収支では収入の予定額に760万円を、支出の予定額に9万9,000円をそれぞれ追加するものであります。主な内容は、人事異動に伴う人件費の減額のほか、当該事業会計が本年4月1日から地方公営企業会計へ移行し、前年度の下水道特別会計打切り決算後の数値が確定したことに伴い、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額を改めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第18号 旧両津市簡易水道問題調査を求める陳情。本陳情は、昭和47年から現在までの旧両津市簡易水道条例は水道法に違反しており、簡易水道料金の不当徴収に当たるため、以下の事項の対応を求めるものであります。陳情事項。1、旧両津市簡易水道条例の制定は水道法に違反しているため、審査及び調査をすること。2、地方財政法第27条の4及び刑法第61条に照らし合わせ、事業主体が集落に転嫁されていることが重大な問題であるため、厳重な審査及び調査をすること。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより陳情第18号 旧両津市簡易水道問題調査を求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、陳情第18号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立なしであります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、ただいま議決いたしました陳情第18号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 （航路問題特別委員会付託案件）

#### 陳情第10号

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、航路問題特別委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

航路問題特別委員長、中川直美君。

〔航路問題特別委員長 中川直美君登壇〕

○航路問題特別委員長（中川直美君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第143条の規定に基づき報告をいたします。

陳情第10号 産業振興に繋がる小木一直江津航路の在り方を求める陳情。本陳情は、小木一直江津航路に就航している高速カーフェリーあかねを売却し、来年4月からジェットフォイルを運航させる旨、佐渡汽船株式会社から発表されたが、カーフェリー就航の廃止により農産物等の物流費用の負担が増えることで佐渡における産業振興にも大きく影響を及ぼすものである。具体的な内容が分からないまま来年度から計画を進めることに対して、佐渡のライフラインを担う事業社である佐渡汽船株式会社と離島航路の運航に責任を果たさなければならない新潟県に対して、人の移動と物流の在り方を十分に検討し、利用者に支障が発生しないように要請することを求めるものであります。審査の過程において、本委員会では次の議論を行った。離島航路においては生活を支える上で本土の陸路以上に必要不可欠なものであり、佐渡汽船は公共交通の役割を担っている。公共交通の要件として、人と物を安定して運搬できる状況が最低限必要な条件であり、特に冬場の安定的な物流を維持できるだけの方策も必要であるとの議論が本委員会でも出ているところである。今回示されている計画は最終的に市民や荷主などの利用者に対して負担を強いるものになるとともに、離島佐渡における産業振興の発展に大きな影響を与えるものである。離島航路については離島振興法に基づき、新潟県が主となって対策を打ち出さなければならない。また、新潟県は佐渡汽船の筆頭株主でもあり、佐渡汽船の経営と佐渡市の生命線となっている航路の物流を含めた安定的な運航を担保しなければならない。これらは今までの本委員会の審査からも明確になっており、本陳情の審査においても再確認したものである。以上のことから、審査の結果、採択すべきものとして決定をいたしました。

なお、同趣旨の要請書が佐渡市長にも7月30日付で申入れされているため、執行部においては佐渡航路における上記の在り方を十分に踏まえた対応を行うべきであるということを強く指摘しておきます。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） 以上で航路問題特別委員長の報告は終わりました。

これより航路問題特別委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 発議案第14号

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、発議案第14号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番（金田淳一君）

発議案第14号

少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年9月25日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	金田淳一
賛成者	〃	室岡啓史
	〃	坂下善英
	〃	近藤和義
	〃	中川直美
	〃	上杉育子
	〃	北 啓

少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書

子どもたち一人ひとりが大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者・地域住民・教職員共通の願いである。そのために、小中学校の全学年における少人数学級の実現等が可能となる教育条件整備のための教育予算の確保が不可欠である。

日本は、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多いにもかかわらず、2018年度から国による教職員の定数改善計画がない状況になっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫

するとともに、非正規雇用者の増加などに見られるように教育条件の格差も生じている。自治体が見通しをもって安定的に教職員を配置するためには、国段階での定数改善計画の策定及び実行が必要である。

さらに、子どもの貧困への対応、障害者差別解消法の施行に伴う障がいのある子どもへの合理的配慮、外国につながる子どもたちへの支援、深刻化するいじめや不登校などへの対応など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は増加している。子どもたち一人ひとりへのきめ細やかな指導、学びの質を高めるための教育には、教職員定数改善が不可欠である。

新潟県では2001年度から小学校1年生、2年生において、県独自で32人以下学級が導入された。また、2015年度からは、小学校3年生から中学校3年生まで35人以下学級が拡充され、小中全学年での少人数学級が実現した。全国的にも少人数学級を拡大する自治体が増えてきている。しかし、小学校5年生からの35人以下学級については「1クラス25人以上」の下限設定があり、すべての学校で実現しているわけではない。

子どもたちに豊かな教育を保障することは極めて重要なことである。子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されなければならない。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

#### 記

- 1 OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、少人数学級を実現すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持や向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いをいたします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第14号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、発議案第14号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 発議案第15号

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、発議案第15号 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を強化するための少人数学級の実現と教員の抜本的増員を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番（金田淳一君）

発議案第15号

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を強化するための少人数学級の実現と  
教員の抜本的増員を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年9月25日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	金田淳一
賛成者	〃	室岡啓史
	〃	坂下善英
	〃	近藤和義
	〃	中川直美
	〃	上杉育子
	〃	北啓

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を強化するための少人数学級の実現と  
教員の抜本的増員を求める意見書

本年5月に新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除され、それまで休業としていた全国の学校が再開されたが、万全の感染防止対策を求められている。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提言した「新しい生活様式」では、身体的距離を確保するために人との距離を2メートル、最低でも1メートル空けることが基本とされている。しかし、現在の教室は40人学級が基本であることから、最低の1メートルすら空けることができない。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の強化の必要性とともに、各界から早急に少人数学級の実現を求める声が広がっている。全国知事会、全国市長会、全国町村会の各会長は、7月2日に連名で「新しい学びの環境整備に向けた緊急提言」を発表し、政府に対して少人数学級の実現及びそのための教員の確保を求めた。全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国特別支援学校長会の各会長は、7月30日に文部科学大臣に対して少人数学級の実現を要望した。また、政府では、中央教育審議会や教育再生実行会議で少人数学級の導入が議論され、7月17日に閣議決定した「骨太方針2020」では、少人数指導によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備を関係者間で丁寧に検討することが明記されている。

新型コロナウイルスとの長期の共存を余儀なくされていることから、学校教育の現場では多くの改革が求められているが、少人数学級の実現は焦眉の課題となっている。

よって、国においては、未来を担う子供たちの命と健康を守り、安全で豊かな学校生活を保障する観点から、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために20人程度の少人数学級を実現し、児童や生徒間の十分な距離を保つこと。また、教育活動を継続し、子どもたちの学びを保障するためにも早急に少人数学級を実現させること。
- 2 少人数学級の実現を可能とするために、小学校、中学校、高等学校の教員の抜本的な増員を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第15号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第15号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第15号 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を強化するための少人数学級の実現と教員の抜本的増員を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 発議案第16号

○議長（佐藤 孝君） 日程第6、発議案第16号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番（金田淳一君）

発議案第16号

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年9月25日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	金田淳一
賛成者	〃	室岡啓史
	〃	坂下善英
	〃	近藤和義

” 中 川 直 美  
” 上 杉 育 子  
” 北 啓

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはか  
るため、私学助成の増額・拡充を求める意見書

全国では高校生の約3割が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

本年度から私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満の世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、新潟県では該当世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

しかし、当該制度の対象は授業料のみに限定されているため、それ以外の入学金や施設設備費は保護者の負担が残っている。また、年収590万円を超える世帯では当該制度による支援が11万8,800円にとどまり、学費の負担が一気に増えることとなる。新潟県では国と県の学費支援を受けても年額で約18万円から47万円の負担が残される。公立高校では入学金5,650円を負担するだけであり、学費の公私間格差は依然として大きな開きがある。とりわけ、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念され、失業や倒産などの経済不況が生活を脅かす状況下においては、保護者への学費負担が重くのしかかり、家計を圧迫している。子どもたちの心に負担をかけさせることなく学校で学べるよう、学費の公私間格差の是正が強く望まれる。

また、私立高校の経常経費への助成が不十分なため、本県では全教員に占める専任教員の割合が公立高校の約8割に対し、私立高校は約6割と2割も少ない現状である。とりわけ私立高校は「建学の精神」に基づく特色ある教育を推進し、学校独自の伝承を継承している。このことを後世に受け継いでいくためにも専任教員の増員が不可欠であることから、経常経費に対する助成の増額が求められる。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

#### 記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を授業料以外の費用も対象として拡充すること。
- 2 年収590万円を超える世帯への支援金を増額すること。
- 3 私立高校への経常経費に対する助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはか  
るため、私学助成の増額・拡充を求める意見書

新潟県では高校生の約2割が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

本年度から私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満の世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、新潟県では該当世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

その中で多くの自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費軽減制度を拡充し、年収590万円を超える世帯への助成措置が講じられた。しかし、新潟県では独自の学費軽減に関する予算が前年比で48.7%の減額となり、制度の拡充は行われなかった。年収250万円未満の世帯に対し、入学金や施設整備費へわずかな助成措置が行われているのみである。このことから、私立高校生の保護者の学費負担は国や県の制度によ

る支援を受けても年額で約18万円から47万円の負担が残され、5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べると学費の公私間格差は依然として大きな開きがある。とりわけ、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念され、失業や倒産などの経済不況が生活を脅かす状況下においては、保護者の学費負担が重くのしかかり、家計を圧迫している。子どもたちの心に負担をかけさせることなく学校で学べるよう、学費の公私間格差の是正が強く望まれる。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費の2分の1以内」に限定されてきたため、教育条件でも公立高校との格差が生じている。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校の約8割に対して私立高校は約6割であり、不足分を常勤講師など期限付きの教員で補っている現状である。この格差が生じる大きな原因は、私立高校の経常経費に対する国・県の公費支出の少なさにある。公立高校生には1人当たり約110万円の公費支出があるが、私立高校生には1人当たり約35万円の公費支出にとどまっている。

私立高校は「建学の精神」にもとづく独自の教育が行われている。こうした学校独自の伝承を継承していき、教育条件の向上を図るためには、専任教員の増員などが不可欠であることから、現行の私立高校の経常経費に対して2分の1を助成する仕組みから公立高校の経常経費に対する2分の1と同程度を助成する制度に改めるなど、助成に対する増額が求められている。

よって、新潟県においては、次の事項の実現を強く求める。

#### 記

- 1 学費の公私間格差を是正するために県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常経費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第16号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第16号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、発議案第16号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 発議案第17号

○議長（佐藤 孝君） 日程第7、発議案第17号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稲辺茂樹君。

〔11番 稲辺茂樹君登壇〕

○11番（稲辺茂樹君）

発議案第17号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方  
税財源の確保を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年9月25日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	稲 辺 茂 樹
賛成者	〃	金 田 淳 一
	〃	室 岡 啓 史
	〃	荒 井 眞 理
	〃	中 川 直 美
	〃	北 啓
	〃	山 田 伸 之

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方  
税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより次年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けられない状況となっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが想定される。

よって、国においては、下記事項を確実に実現されるよう、強く求める。

#### 記

- 1 令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第17号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第17号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、発議案第17号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 発議案第18号

○議長（佐藤 孝君） 日程第8、発議案第18号 医療機関の経営危機に対する財政支援の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稲辺茂樹君。

〔11番 稲辺茂樹君登壇〕

○11番（稲辺茂樹君）

発議案第18号

医療機関の経営危機に対する財政支援の強化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年9月25日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	稲 辺 茂 樹
賛成者	〃	金 田 淳 一
	〃	室 岡 啓 史
	〃	荒 井 眞 理
	〃	中 川 直 美
	〃	北 啓

医療機関の経営危機に対する財政支援の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大は、全国的に収束の兆しが見えず依然として予断を許さない状況である。

すべての医療機関は、このウイルス感染拡大防止に全力をあげて取り組んでいるが、感染拡大の長期化に伴い、外来患者の受診抑制や感染リスク軽減のための手術制約などにより、診療収入が大幅に減収するなど深刻な経営危機に直面している。

全国的な病院関係団体の緊急調査によると、患者を受け入れた病院は4月に平均1億円の赤字で、受け入れている病院でも6割以上が赤字であるとして国の財政支援の強化を強く求めている。

条件不利地にある離島の医療機関はなおさら、医療体制が脆弱で、感染予防・拡大に対応する病床などの設備も十分ではない現状があり、対策などのため、これまで経験したことのない厳しい経営状況となっている。

また、離島地域の多くが、本土側にある航路発着港で乗船者の健康状態確認、不要不急の来島自粛の要請などの水際対策に取り組んだ結果、住民生活や地域経済にも甚大な影響が及んでいる。

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない現状において、このままでは医療の継続が難しく、条件不利地である離島の地域医療の崩壊を招きかねない事態となっている。離島の地域医療を守り、離島での感染拡大を防ぐためにも医療を継続させる必要がある。

よって、佐渡市議会は新型コロナウイルス感染拡大が収束するまでの間、減収に対する公的補てんなどの財政支援を強化するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第18号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第18号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、発議案第18号 医療機関の経営危機に対する財政支援の強化を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第141号、議案第142号

○議長（佐藤 孝君） 日程第9、議案第141号及び議案第142号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第141号、第142号は、一括してご説明をいたします。

佐渡市農業委員会委員の任命について。議案第141号、議案第142号の2議案は、佐渡市農業委員会委員について再公募を行った結果、新たな農業委員会委員として、土屋七司氏、濱田嘉夫氏の2名を任命することについて議会の同意を求めます。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

〔議長、休憩しないの〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） まだ1時間たっていないです。

ただいま議題となっております議案第141号及び議案第142号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第141号及び議案第142号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第141号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案に賛成する諸君は賛成と、反対する諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、平田和太龍君、3番、林純一君を指名いたします。両名の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告します。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第142号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案に賛成する諸君は賛成と、反対する諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、平田和太龍君、3番、林純一君を指名いたします。両名の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

---

#### 日程第10 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（佐藤 孝君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

---

○議長（佐藤 孝君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 令和2年第7回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に上程した議案について、ご審議の上、議決いただき、厚くお礼申し上げます。また、今定例会では連合審査会が行われる議案もあり、大変難しい中、皆様方からしっかりとしたご提言、また熱心な議論をいただいたことも併せて感謝申し上げるところでございます。

一般質問では15人の議員から市政全般にわたり多くのご提言をいただきました。それらを参考にして、今後の施策につなげていきたいと考えております。新型コロナウイルス感染症につきましては、佐渡市では現段階では発生している状況ではございません。また、新潟県も新規患者数が減少傾向にあるとして、今月8日に県独自の注意報を解除している状況でございます。また、新型コロナウイルス感染症の知見も進み、感染拡大の予防には人と人との距離、いわゆる3密、また換気の重要性が確認され、加えて手洗い、マスクの着用などしっかりと取り組んでいくことが重要だというふうと考えているところでございます。今後とも市民の皆様と一緒に「新しい生活様式」の実践に取り組んでまいりたいと考えております。併せて、今年はこれから例年流行期を迎える季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念されているところでございます。市では、国、県の動向を注視し、医療機関や医師会との連携も図りながら、市民の安全で安心な暮らしをしっかりと支えるための取組を進めてまいります。先日、19日土曜日には、巡視船で両津港から新潟港に搬送することを想定した訓練を新潟海上保安部、佐渡保健所、佐渡総

合病院、佐渡市など関係団体も連携し実施いたしました。クラスターなどによる島内での感染者の増大に迅速に対応し、医療体制の維持を図ることになる取組が確立できたのも非常に一歩前に進んだ取組だというふうに考えているところでございます。

また、島内の経済対策につきましては、感染症により影響の大きい観光や商工業者に対して地域の消費喚起を図るためのプレミアム商品券、これが動き出すということになっております。また、島内の宿泊施設の利用促進を図るための県民限定宿泊施設利用促進事業、また島民限定の日帰り入浴促進事業などの第2弾を効果的に実施していき、島内の状況を的確に捉えながら、必要な支援を追加し、経済の再生に努めていきたいと考えております。

また、防災拠点となる庁舎整備につきましては、8月の市民説明会、その後の意見書の募集を通して多くの市民の皆様からご意見をいただき、賛成や反対のご意見を重く受け止めたところでございます。それらのご意見を基に様々な検討をいたしました。やはり防災拠点の強化が急がれる、また今後25年間で一般財源が38億円程度の削減が可能になる、またその削減した財源の中で子育て等も含めた中で施策に有効に活用していきたいというところを重要な判断ポイントと考えたところでございます。そのための議案の提案といたしまして、改めてしっかりと議論をいただいたことに感謝を申し上げるところでございます。

また、今回の庁舎整備につきましては、決して本庁一極集中といった取組ではなく、行政機能の集約であり、行政の効率化、低コスト化を図り、その中で支所・行政サービスセンターを中核とした各地域の特色を生かした地域づくり、これを推進し、にぎやかさを再生し、佐渡を元気にしてまいりたいという考えは一向に変わるものではございません。しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今日18日、23回目となるトキの放鳥が佐渡における保護活動の聖地とも呼ばれる生椿で行われたところでございます。9羽のトキが力強く飛び立ちました。これにより、野生での生息数は452羽となったところでございます。関係者の皆様のご尽力に改めて敬意を表するとともに、市としましてもトキと人が共生する美しい島、また世界に誇れる環境、生物多様性保全、この島をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

結びになりますが、秋本番になり、朝晩肌寒さを感じるようになりました。議員の皆様におかれましては健康にご留意いただき、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（佐藤 孝君） 以上で会議を閉じます。

令和2年第7回（9月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時44分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 孝

署 名 議 員      上      杉      育      子

署 名 議 員      山      田      伸      之